

**大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業関係者協議会の
設置及び運営に関する要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業（以下「本件事業」という。）に関して、甲と乙との間で平成16年12月24日付けで締結された事業契約書（以下「事業契約書」という。）第79条第1項において定める甲と乙との間の協議を行う機関とされている関係者協議会の組織及び運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌)

第2条 関係者協議会は、次のいずれかの事項について協議を必要とする場合に開催されるものとする。

- (1) 事業契約において、甲と乙との間で「協議」としてしている事項のうち、別紙「関係者協議会 協議事項」に掲げる事項。
- (2) 事業契約における解釈上の疑義事項
- (3) その他事業契約を誠実に履行するために甲と乙との間において意見の調整が必要となる事項

(組織)

第3条 甲及び乙は、それぞれ次の者を関係者協議会の委員とする。

甲： 水道部長
財務課長
水道企画課長
水道企画課副課長
水道管理課長
水道管理課副課長
大久保浄水場長
大久保浄水場副場長

乙： 代表取締役

取締役 3名

PFI マネージメント役 3名

〔 三機工業（株）環境システム事業部マネージメント担当
三機工業（株）環境システム事業部マネージメント副担当
（株）大林組PFI事業部事業管理部副部長 〕

2 甲及び乙は、前項の委員のうちから議決権を行使する代表委員を各1名選任するものとする。

3 甲及び乙は、やむを得ない事由があるときは、相手方の同意を得て、第1項に定める委員を変更することができる。ただし、甲及び乙の組織変更等による職名の変更については、この限りではない。

4 甲及び乙は、次の事由が生じた場合、速やかに、相手方に通知するものとする。

- (1) 委員又は代表委員を選任したとき
- (2) 代表委員を変更したとき
- (3) 組織変更等による委員の職名の変更があったとき
- (4) 人事異動等による委員の氏名の変更があったとき
(委員長)

第4条 関係者協議会委員長（以下「委員長」という。）は、甲の委員をもって充てる。

2 委員長は、会議の議長を務める。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、甲の他の委員が代理者となる。

4 甲は、次の事由が生じた場合、速やかに、乙に通知するものとする。

- (1) 委員長を選任し、又は変更したとき
- (2) 第3項の規程により、他の委員を代理者としたとき
(開催)

第5条 関係者協議会は、毎年原則として7月に定例会を開催するほか、必要に応じて委員長が招集し、開催する。

2 定例会においては、事業契約書第82条第1項に基づき乙が提出する計算書類の報告を行うものとする。

3 甲及び乙は、必要に応じて委員長に関係者協議会の開催を要請することができ、委員長は、要請を受けてから3週間以内に会議を開催するものとする。

(招集手続き)

第6条 委員長は、書面によって議題を明記の上で、全委員に対し、関係者協議会開催日の2週間前までに関係者協議会の招集通知を発するものとする。ただし、委員長は、緊急の必要がある場合は、所定の招集手続を省略して開催することができる。

2 関係者協議会に出席できない委員は、あらかじめその旨を委員長に通知しなければならない。この場合で、委員以外の者を代理として出席させるときは、欠席する委員は、代理出席者の職・氏名を併せて委員長に通知しなければならない。

3 甲又は乙の代表委員が出席できない場合、甲又は乙は、当該関係者協議会において議決権を行使する委員の氏名を委員長に通知しなければならない。

(協議及び合意の方法)

第7条 関係者協議会においては、事業契約書の規定、甲及び乙間における公平な負担等を考慮して、出席した委員（委員の代理出席者も含む。以下同じ。）全員が、誠実かつ十分に協議を行うものとする。

- 2 関係者協議会において決すべき事項がある場合は、甲及び乙の代表委員が合意した事項に限り、関係者協議会で合意された事項とする。
- 3 前項の合意は、協議会終了後10日以内に、甲及び乙の代表委員が合意事項確認書に記名、押印することにより効力を発生する。期間内に双方又は一方が記名、押印しないときは、合意が調わなかったものとみなす。
- 4 甲及び乙は、前項に従い合意された事項を遵守するものとする。
- 5 同一議案についての関係者協議会の開催は、3ヶ月以内かつ3回までを限度とする。ただし、関係者協議会において開催回数の延長について合意された場合はこの限りではない。

(議事録)

第8条 関係者協議会の議事は、委員長が協議の結果を議事録に記載し甲及び乙に送付するものとする。

(会議の非公開)

第9条 関係者協議会の会議は、非公開とする。

(委員以外の出席)

第10条 甲及び乙は、委員長に申し出ることにより職員（乙の出資企業の職員を含む）を関係者協議会に出席させることができる。

- 2 甲及び乙は、必要に応じて、委員及び職員以外の者を、双方が出席を認めた場合に限り関係者協議会に出席させることができる。
- 3 甲及び乙は、甲と直接協定を締結した融資金融機関の職員が関係者協議会に出席することを許諾するものとする。
- 4 前三項に規定する委員以外の者は、関係者協議会において説明若しくは報告を行い又は意見を述べることができる。

(関係者協議会幹事会の設置)

第11条 委員長は、関係者協議会の協議事項に関して調整を行う必要があると認める場合、関係者協議会の下部機関として、関係者協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置することができる。

- 2 各委員は、必要に応じて委員長に幹事会の設置を要請することができ、委員長は、必要と認めた場合、速やかに幹事会を設置しなければならない。

(幹事会の構成員)

第12条 甲及び乙は、幹事会の構成員及び構成員を代表する代表構成員を指名して、委員長に通知するものとする。なお、乙は構成員に乙の出資企業の職員を指名することができる。

- 2 甲及び乙は、代表構成員その他の構成員を変更した場合には、速やかに委員長に通知するものとする。
- 3 幹事会の構成員の人数は、制限しない。

(幹事会の協議)

第13条 幹事会は、甲又は乙の代表構成員からの議事を示した開催提案により、開催されるものとする。

2 幹事会における協議結果(事業契約の変更を伴うものを除く。)は、当該幹事会における、甲及び乙の代表構成員が合意した場合に限り、関係者協議会において合意された事項とみなす。

3 前項の合意は、幹事会終了後10日以内に、甲及び乙の代表構成員が合意事項確認書に記名、押印することにより、効力を発生する。期間内に双方又は一方が記名、押印しないときは、合意が調わなかったものとみなす。

4 当該幹事会の代表構成員間で合意が調わなかった事項について、開催提案を行った代表構成員は、速やかに委員長に報告するものとし、委員長は、必要があると認めた場合、当該事項について協議するため関係者協議会を招集するものとする。

5 幹事会における協議結果は、開催提案を行った代表構成員から、次の関係者協議会に報告するものとする。

6 本条に定めるもののほか、幹事会の運営に関して必要な事項は幹事会において定めるものとする。

(構成員以外の出席)

第14条 甲及び乙は、委員長に申し出ることにより職員(乙の出資企業の職員を含む)を幹事会に出席させることができる。

2 甲及び乙は、必要に応じて、構成員及び職員以外の者を、双方が出席を認めた場合に限り幹事会に出席させることができる。

3 甲及び乙は、甲と直接協定を締結した融資金融機関の職員が幹事会に出席することを許諾するものとする。

4 前三項に規定する構成員以外の者は、幹事会において説明若しくは報告を行い又は意見を述べることができる。

(庶務)

第15条 関係者協議会に関する庶務は、乙の協力を得て県企業局水道管理課が行う。

(設置期限)

第16条 関係者協議会の設置期間は、平成17年3月30日から事業契約終了時までとし、必要に応じて延長することができる。

(変更手続)

第17条 この要綱の変更は、甲及び乙の代表委員の同意をもって行う。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、関係者協議会に必要な事項は関係者協議会において別途定めるものとする。

2 この要綱は、関係者協議会及び幹事会を円滑に行うため、本件事業に関し、甲及び乙

が関係者協議会以外で別途協議することを妨げるものではない。

附則

この要綱は、平成17年3月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年6月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別紙

関係者協議会 協議事項

条	項	内容
第16条	5項	甲乙間の測量結果、地質調査結果の差異が著しい場合の増加費用に関する協議。
第16条	7項	5項により、工事を行うことが必要となった場合における運営開始予定日の見直し協議。
第18条	2項	本件施設等の設計の変更を行う際の協議。
第18条	5項	甲の指示に基づく設計変更による設計・建設又は運営・維持管理に係る費用の増加・減少協議。
第19条		甲の事由による甲の増額負担に代えて、設計又は設計条件を変更する場合の内容協議。
第25条	2項	工期又は重要な工程の変更の可否についての協議。
第29条	3項	不可抗力による損害等におけるサービス対価の見直しに関する協議。
第39条	3項	不可抗力により運営開始遅延が生じた際に、業務を開始できないことに起因して乙に生じた合理的な増加費用及び損害の負担方法等に関する協議。
第39条	4項	法令の変更により運営開始遅延が生じた際に、業務を開始できないことに起因して乙に生じた合理的な増加費用及び損害の負担方法等に関する協議。
第40条	3項	金額変更を伴う維持管理・運営仕様書の変更についての協議。
第48条	2項	発生土及び発生砂に係る法令等の基準を超える汚染物・毒劇物が混入したと認められ、その有効利用が困難であると判断した場合の処分方法等についての協議。

条	項	内容
第56条	1項	不可抗力により、維持管理・運營業務に生じた合理的な増加費用及び損害に関する増加費用の負担方法等についての協議。
第74条		甲の責に帰すべき事由による本件施設等の修補、改良等に関する内容、費用等についての事前協議。
第75条	2項	法令変更又は許認可等の効力が失われ、運営に支障が生じた際における契約の変更、その他これに対応するための措置並びに増加費用の負担及びその支払方法についての協議。
第75条	4項	第75条 2項に基づいて甲に増加費用の負担が生じた場合におけるサービス対価の改定に伴う詳細の協議。
第76条	2項	不可抗力により甲若しくは乙が本契約の履行ができなくなった場合又は事業場所若しくは本件施設等に重大な損害を生じた場合における本契約の変更並びに増加費用の負担及びその支払方法についての協議。
第76条	4項	第76条 2項に基づいて甲に増加費用の負担が生じた場合における詳細の協議。
第79条	2項	関係者協議会設置要綱その他協議会に関する事項の協議。
第92条		契約書の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は契約書に定めのない事項のうち、重要な事項についての協議。
【別紙5】	3(1)	<p>【発生土及び発生砂の有効利用等の方法】</p> <p>(有価利用分の対応)</p> <p>契約締結時に想定できなかった事態(埼玉、東京、神奈川、千葉の都県営浄水場において、有価による利用が確認できない場合等)が生じた場合の協議。</p>
【別紙5】	3(2)	<p>(非有価利用分の対応)</p> <p>非有価利用の処理単価改定についての協議。</p>
【別紙5】	3(4)	<p>(有効利用責任範囲)</p> <p>乙が有効利用しなくてはならない範囲を上回った場合における非有価利用及び単価についての協議。</p>

条	項	内容
【別紙 5】	3 (9)	(株主保証) 有価利用分の買い取りについての株主保証についての協議。
【別紙 10】	2 (3)	(設計・建設費の変動について) 特別な要因による工期内の価格の著しい変動、急激なインフレーション又はデフレーションによる設計・建設費の変更額についての協議。
【別紙 12】	3(1)ウ	【モニタリングの実施とサービス購入料の減額について】 (やむを得ない事由による場合の措置) やむを得ない事由により業務要求水準書及び事業契約書の内容を満たすことができない場合の、その改善策についての協議。
【別紙 12】	3 (4)	(業務担当企業の変更) 再度の是正勧告にもかかわらず、改善効果が認められない場合における業務担当企業の変更に関する協議。
【別紙 12】	4 (6)	(最終処分場等への埋め立て) 発生土を最終処分場へ埋め立てる承認を得るための協議。